

傍 聴 要 領

岡山県立記録資料館運営協議会

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、出席委員の3分の2以上の多数で非公開とすることを議決した場合は、非公開となります。会議を非公開とする議決があったときは、傍聴者は速やかに退場しなければなりません。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻の20分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、協議会の委員長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。ただし、報道関係者で、委員長の許可を得た者は傍聴することができます。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ協議会の委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。